

定 款

(平成 30 年 1 月 10 日変更)

一般財団法人
日本健康管理協会

一般財団法人日本健康管理協会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は 一般財団法人 日本健康管理協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所たる本部を東京都中央区京橋1丁目6番1号三井住友海上テラコビル3Fに置く。

2 この法人は、従たる事務所を次の地に置く。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 新宿健診プラザ | 東京都新宿区歌舞伎町2丁目3番18号 |
| (2) 新宿健診プラザ検査センター | 東京都新宿区歌舞伎町2丁目3番21号
明治通りビル2F |
| (3) 伊勢崎健診プラザ | 群馬県伊勢崎市中町655番地1 |
| (4) とちぎ健診プラザ | 栃木県小山市駅南町6丁目14番18号 |
| (5) 山形健康管理センター | 山形県山形市桜町4丁目8番30号 |

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民の疾病予防及び健康増進についての各種の活動及び予防的・治療的医療の実践を行うことにより科学的かつ適正な健康管理を促進し、もって国民の健康管理と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 疾病予防のため巡回健康診断の実施を含め各種の健康診断の実施
- (2) 疾病予防及び健康増進に関する知識の普及啓発と健康指導
- (3) 疾病予防及び健康増進に関する調査研究
- (4) 作業環境測定
- (5) 病院・診療所・衛生検査所の設置運営
- (6) 医療機械器具の賃貸
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で基本財産とすることを定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
 - 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
 - 3 この法人の最初の理事長は、大浦研二とする。
 - 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
- 倉賀野實 奈良輝久 大浦寿郎 新藤克枝 天城敦史 大浦茂郎
入澤孝昌